

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	24-2
許認可等の種類	ふ化業者の登録			
根拠法令条例等・条項	養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項			
許認可等の概要	ふ化業者は、そのふ化場の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ふ化業者の全てのふ化場が次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>1 ふ化場の施設</p> <p>(1)ふ卵舎</p> <p>①健康なひなを生産するのに十分な換気を行うことができる構造であること。</p> <p>②床面は、コンクリート敷、板敷又はその他清掃及び消毒の容易な材料を用いたものであること。</p> <p>③育すう施設がおかれていないこと。</p> <p>(2)ふ卵器</p> <p>健康なひなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調整を行うことができる構造であること。</p> <p>(3)消毒用施設</p> <p>ふ卵舎の出入口には、消毒用の踏込みが設置されていること。</p> <p>2 種卵のふ化に関する経験</p> <p>通算して6カ月以上種卵のふ化に従事した者で種卵のふ化に常時従事するものが1人以上置かれていること。</p>			
基準の制定根拠	養鶏振興法第7条第1項、第2項、養鶏振興法施行規則第9条、第10条、第13条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日			
期間の制定根拠	申請に対する審査に要する日数			